獨協医科大学医学部進級判定及び卒業判定に係る細則

平成 29 年４月１日　制定

改正　令和２年４月１日　　令和３年４月１日

令和４年４月１日　　令和５年４月１日

令和６年４月１日

（趣旨）

第１条　この細則は、獨協医科大学（以下「本学」という。）医学部試験及び成績評価に関する規程第 13 条及び第 15 条の規定に基づき、本学医学部における進級判定及び卒業判定の方法について定める。

（進級判定及び卒業判定）

第２条　進級判定及び卒業判定は、本細則に定めるそれぞれの要件に基づき、医学部成績ｂ判定委員会及び医学部教授会の議を経て、学長が行う。

（第１学年進級要件）

第３条　次の第１号及び第２号の両方を満たした者を進級とする。

（１）　第１学年で履修すべき科目すべてに合格すること。

（２）　全科目（自由選択科目を除く。以下同じ。）の平均点が原則として 65 点以上であること。

２　前項の条件を満たさない者を留年とする。

３　留年となった者は、第１学年の必修科目ならびに所定の選択必修科目をすべて再履修しなければならない。

（第２学年進級要件）

第４条　次の第１号及び第２号の両方を満たした者を進級とする。

（１）　第２学年で履修すべき科目すべてに合格すること。

（２）　全科目の平均点が原則として 65 点以上であること。

２　前項の条件を満たさない者を留年とする。

３　留年となった者は、第２学年の必修科目をすべて再履修しなければならない。

（第３学年進級要件）

第５条　次の第１号から第３号のすべてを満たした者を進級とする。

（１）　第３学年で履修すべき科目すべてに合格すること。

（２）　全科目の平均点が原則として 65 点以上であること。

（３）　総合試験の成績が当該年度の合格基準に達していること。

２　前項の条件を満たさない者を留年とする。

３　留年となった者は、第３学年の必修科目をすべて再履修しなければならない。

（第４学年進級要件）

第６条　次の第１号から第３号のすべてを満たした者を進級とする。

（１）　第４学年で履修すべき科目すべてに合格すること。
（２）　全科目の平均点が原則として 65 点以上であること。
（３）　公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（以下「ＣＡＴＯ」という。）が実施する当該年度の共用試験（ＣＢＴ（Computer Based Testing）及び臨床実習前ＯＳＣＥ（Objective Structured Clinical Examination）に合格すること。
（４）総合試験の成績が当該年度の合格基準に達していること。
２　前項の条件を満たさない者を留年とする。
３　留年となった者は、第４学年の必修科目をすべて再履修しなければならない。
（第５学年進級要件）
第７条　次の第１号から第３号のすべてを満たした者を進級とする。
（１）　所定の必修科目に合格すること。
（２）　臨床実習（Clinical Clerkship（以下「ＣＣ」という。））のすべての科に合格すること。
（３）　第５学年において複数回実施する総合試験の成績を総合的に判定し、当該年度の合格基準に達していること。
２　前項第１号及び第３号を満たすが、臨床実習（ＣＣ）において不合格科目があった場合は、医学部成績判定委員会が認めた場合に限り再実習の機会を与え、合格した場合は進級を認める。
３　前２項のいずれも満たさない者を留年とする。
４　留年となった場合は、原則として第５学年の課程をすべて再履修しなければならない。ただし、一部の履修を免除することがある。
５　本学が実施する海外研修は、臨床実習（ＣＣ）の一環として認定され、その間の臨床実習（ＣＣ）の履修は免除される。
（卒業要件）
第８条　次の第１号から第４号をすべて満たし、第２次卒業試験の成績が当該年度の合格基準に達している者を卒業とする。
（１）　ＣＡＴＯが実施する共用試験臨床実習後ＯＳＣＥ（Post-Clinical Clerkship Objective Structured Clinical Examination）の成績が、本学の定める当該年度の合格基準に達していること。
（２）　第６学年で履修すべき科目すべてに合格すること。
（３）　第６学年で履修すべき全ての科目のうち、臨床実習（Advanced Clinical Clerkship（以下「ＡＣＣ」という。））を除いたものの定期試験全体を第１次卒業試験と定義し、第１次卒業試験の平均点が、原則として 65 点以上であること。
（４）　第１次卒業試験の最終成績の Grade Point Average（ＧＰＡ）が 1.0 以上であること。
２　前項第１号から第４号をすべて満たし、第３次卒業試験の成績が当該年度の合格基準

に達している者を卒業とする。

３　前２項のいずれの条件も満たさない者を留年とする。留年となった場合は、第６学年の課程をすべて再履修しなければならない。

ただし、再履修に際しては、一部の課程について履修方法を変更することがある。

４　臨床実習（ＡＣＣ）で一部の学生が選択できる海外研修は、臨床実習（ＡＣＣ）の一環として評価の上判定される。

（細則の改廃）

第９条　この細則の改廃は、医学部教授会及び学長諮問会議の議を経て、学長が決定する。

附　則（平成 28 年　細則第５号）

この細則は、平成 29 年４月１日から施行する。

附　則（平成 29 年　細則第２号）

この細則は、平成 29 年４月１日から施行する。

附　則（平成 29 年　細則第 11 号）

この細則は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則（平成 30 年　細則第２号）

この細則は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則（平成 30 年　細則第３号）

この細則は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則（令和２年　細則第２号）

この細則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年　細則第 11 号）

この細則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年　細則第７号）

この細則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年　細則第１号）

１　この細則は、令和５年４月１日から施行する。

２　令和４年度までに仮進級した者は、改正後の第５条から第７条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令和６年　細則第２号）

この細則は、令和６年４月１日から施行する。